

亀田交流プラザ 児童コーナーってどんなところ？

1. 児童コーナーは、子どもたちが自由に遊ぶ場を開放し、季節行事や製作体験等のイベントを企画し、遊びを通して人との関わりや社会性を学び、豊かな心とからだを育てるために、子どもたちの学習活動の場及び機会を提供することを目的としています。
2. **利用対象は（0歳～18歳）幼児および児童（小学生・中学生・高校生）です。**
※ 幼児は必ず保護者同伴でご利用ください。児童は保護者の同伴は原則ご遠慮ください。
特別な理由により、同伴が必要な方はご相談ください。
3. 児童コーナーの開設時間は以下の通りですが、小学生の利用については学校指定時刻にあわせ、15分前に帰宅を促します。

| | | |
|--------|------------|---------------|
| 4月～9月 | 9：00～18：00 | （17：45から清掃開始） |
| 10月～3月 | 9：00～17：00 | （16：45から清掃開始） |

4. 児童コーナーの職員は、小学生の遊びの見守りを行います。幼児の見守りににつきましては、保護者様の責任となりますので、あらかじめご了承ください。
5. **利用の際は、利用登録書を提出してください。**
※ 利用登録書は、1年ごとに毎年提出が必要です。
6. 児童コーナーは、子ども体育室と、子ども活動室の2部屋です。
体育室は、曜日及び時間ごとに、遊べる内容と対象年齢を分けて活用します。
7. 交流スペースの一部を、開放しています。高齢者コーナーとの共有スペースですので、静かに利用しましょう。なお、学年ごとにできることが異なります。
くわしくは、裏面の交流スペース欄をご確認ください。
8. 児童コーナーで遊んでいて、発熱や嘔吐などの症状があったり、ケガをした際は、緊急連絡先にご連絡いたします。すぐにお子様を迎えにきてください。
9. お子様の不注意から他人に怪我をさせたり、施設や備品等を壊した際は、保護者様の責任となり、状況によっては弁償していただく場合もあります。
10. 児童コーナーは託児所等の預かり施設ではありません。子どもたちが自由に遊ぶためのコーナーですが、保護者様の責任の下でご利用ください。

11. 体育室を利用する際の持ち物は

| |
|--------------------|
| 上靴、汗ふきタオル、水筒（水かお茶） |
|--------------------|

※ 小学生はゲーム機、不必要なお金などの貴重品は持ち込まない。
※ 携帯電話などの貴重品は、申し出があれば、事務所でお預かりいたします。

12. 亀田交流プラザのホームページに、子ども体育室での遊びの様子やイベントの様子の写真を掲載します。写真の掲載を控えてほしい方は必ず申請書に記入してください。
13. 児童コーナーの図書は、幼児と児童のみ借りることができます。
※ ひとり3冊2週間貸し出しいたします。（コミック本・紙芝居はお貸しできません）
※ 児童コーナーの登録とは別に、亀田交流プラザ図書貸出カードを作って利用しましょう。

不明な点等ございましたら、お手数ですがお問い合わせください。

亀田交流プラザ 児童コーナー
函館市美原1丁目26-12 ☎0138-86-6828